

次期北海道感染症予防計画の素案の概要

1 総論

1 策定根拠	○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第10条及び感染症法第9条に基づく「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）
2 策定趣旨	○ 本道における感染症の予防及び感染症の患者への医療提供を総合的に推進するため策定する。
3 計画期間	○ 令和6年度から令和11年度までの6年間

2 項目と主な（施策）内容

項目	主な（施策）内容
1 感染症の予防の推進に関する基本的な方向	
連携協議会の運営	○医療機関や学識経験者等で構成された連携協議会において、毎年、予防計画に基づく取組状況や、数値目標の達成状況等について進捗確認を行う。
2 感染症の発生予防のための施策	
検疫所との連携	○国内に存在しない感染症の病原体が、船舶または航空機を介して道内に侵入することを防止するため、平時から検疫所との連携を図る。
3 感染症のまん延防止のための施策	
積極的疫学調査の実施	○感染症の発生の状況、動向及び原因の調査を行うとともに、こうした情報などについて適時・適切に公表する。
4 感染症及び病原体等に係る情報の収集、調査及び研究	
電磁的方法を活用した届出	○感染症指定医療機関等の医師が道に対して届出等を行う場合には、電磁的方法で実施するよう、感染症指定医療機関等へ働きかけを行う。
5 感染症の病原体等検査の実施体制及び検査能力の向上	
衛生研究所等の実施体制・検査能力の向上	○新興感染症のまん延時に備え、病原体等の検査体制等を速やかに整備できるよう、民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行う。【数値目標】
6 感染症に係る医療を提供する体制の確保	
医療措置協定の締結	○新興感染症が発生した際に、速やかに入院、外来診療、自宅療養者等へ医療等が提供できるよう医療機関等と医療措置協定を締結し、平時から計画的な準備を行う。【数値目標】
7 感染症患者の移送のための体制の確保	
移送体制の確保	○平時から関係部局間で連携し、感染症患者の病状や感染症の特性を踏まえた安全な移送体制について、協議するものとする。
8 宿泊施設の確保	
宿泊施設確保措置協定の締結	○民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行う。【数値目標】

項目	主な（施策）内容		
9 新型インフルエンザ等感染症外出自粲対象者又は新感染症外出自粲対象者の療養生活の環境整備	<table border="1"> <tr> <td>外出自粲対象者の健 康観察や生活支援の 実施体制</td><td>○外出自粲対象者が、体調悪化時等に適切な医療に繋げることができる健康観察体制等の整備について、平時から準備を進め、感染拡大期等に速やかに機能するよう努める。</td></tr> </table>	外出自粲対象者の健 康観察や生活支援の 実施体制	○外出自粲対象者が、体調悪化時等に適切な医療に繋げることができる健康観察体制等の整備について、平時から準備を進め、感染拡大期等に速やかに機能するよう努める。
外出自粲対象者の健 康観察や生活支援の 実施体制	○外出自粲対象者が、体調悪化時等に適切な医療に繋げることができる健康観察体制等の整備について、平時から準備を進め、感染拡大期等に速やかに機能するよう努める。		
10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針	<table border="1"> <tr> <td>感染症対策全般に關 する総合調整</td><td>○知事は、感染症の発生及びまん延を防止する必要がある場合、保健所設置市長、市町村長及び関係機関に対して人材確保や移送方法など、必要な体制整備等の総合調整を行う。</td></tr> </table>	感染症対策全般に關 する総合調整	○知事は、感染症の発生及びまん延を防止する必要がある場合、保健所設置市長、市町村長及び関係機関に対して人材確保や移送方法など、必要な体制整備等の総合調整を行う。
感染症対策全般に關 する総合調整	○知事は、感染症の発生及びまん延を防止する必要がある場合、保健所設置市長、市町村長及び関係機関に対して人材確保や移送方法など、必要な体制整備等の総合調整を行う。		
11 感染症対策物資の確保	<table border="1"> <tr> <td>個人防護具の確保の 方策・確保量</td><td>○新興感染症のパンデミック時に、個人防護具等の供給及び流通を適確に行うため、事業者との連携の下、個人防護具等の備蓄又は確保に努める。</td></tr> </table>	個人防護具の確保の 方策・確保量	○新興感染症のパンデミック時に、個人防護具等の供給及び流通を適確に行うため、事業者との連携の下、個人防護具等の備蓄又は確保に努める。
個人防護具の確保の 方策・確保量	○新興感染症のパンデミック時に、個人防護具等の供給及び流通を適確に行うため、事業者との連携の下、個人防護具等の備蓄又は確保に努める。		
12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重	<table border="1"> <tr> <td>感染症発生時の情報 提供の方法及び手段</td><td>○個人情報の保護に留意の上、各種広報媒体等を活用し、法及び関係法令等に基づく適切な情報の提供及び感染症とその予防に関する正しい知識の普及を行う。</td></tr> </table>	感染症発生時の情報 提供の方法及び手段	○個人情報の保護に留意の上、各種広報媒体等を活用し、法及び関係法令等に基づく適切な情報の提供及び感染症とその予防に関する正しい知識の普及を行う。
感染症発生時の情報 提供の方法及び手段	○個人情報の保護に留意の上、各種広報媒体等を活用し、法及び関係法令等に基づく適切な情報の提供及び感染症とその予防に関する正しい知識の普及を行う。		
13 感染症に係る人材の養成及び資質の向上	<table border="1"> <tr> <td>感染症に係る人材の 養成</td><td>○医療機関や福祉施設、教育機関など保健医療福祉関係者の協力を得ながら、感染症対策を担う専門人材の養成を進める。【数値目標】</td></tr> </table>	感染症に係る人材の 養成	○医療機関や福祉施設、教育機関など保健医療福祉関係者の協力を得ながら、感染症対策を担う専門人材の養成を進める。【数値目標】
感染症に係る人材の 養成	○医療機関や福祉施設、教育機関など保健医療福祉関係者の協力を得ながら、感染症対策を担う専門人材の養成を進める。【数値目標】		
14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保	<table border="1"> <tr> <td>保健所体制の確保</td><td>○保健所が地域の感染症危機管理の拠点として、その役割や機能を十分に發揮できるよう、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時において、その体制を迅速に構築することができるよう、平時から準備を進める。 【数値目標】</td></tr> </table>	保健所体制の確保	○保健所が地域の感染症危機管理の拠点として、その役割や機能を十分に發揮できるよう、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時において、その体制を迅速に構築することができるよう、平時から準備を進める。 【数値目標】
保健所体制の確保	○保健所が地域の感染症危機管理の拠点として、その役割や機能を十分に發揮できるよう、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時において、その体制を迅速に構築することができるよう、平時から準備を進める。 【数値目標】		
15 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保	<table border="1"> <tr> <td>特定病原体等の取扱 い</td><td>○国と連携し、特定病原体等を所持する衛生研究所等に対して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する情報を提供する。</td></tr> </table>	特定病原体等の取扱 い	○国と連携し、特定病原体等を所持する衛生研究所等に対して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する情報を提供する。
特定病原体等の取扱 い	○国と連携し、特定病原体等を所持する衛生研究所等に対して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する情報を提供する。		
16 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、医療の提供のための施策	<table border="1"> <tr> <td>緊急時における初動 措置の実施体制</td><td>○国内外で新興感染症の発生の疑いを把握した場合等には、北海道感染症対策連絡本部を設置し、市町村や関係団体等と情報共有するとともに、地域の感染状況に応じた注意喚起等の必要な対応を実施する。</td></tr> </table>	緊急時における初動 措置の実施体制	○国内外で新興感染症の発生の疑いを把握した場合等には、北海道感染症対策連絡本部を設置し、市町村や関係団体等と情報共有するとともに、地域の感染状況に応じた注意喚起等の必要な対応を実施する。
緊急時における初動 措置の実施体制	○国内外で新興感染症の発生の疑いを把握した場合等には、北海道感染症対策連絡本部を設置し、市町村や関係団体等と情報共有するとともに、地域の感染状況に応じた注意喚起等の必要な対応を実施する。		
17 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	<table border="1"> <tr> <td>薬剤耐性の対策や適 正使用の方策</td><td>○医療機関における薬剤耐性の対策や抗菌薬の適正使用が促進されるよう、医療機関への普及啓発や国の施策と連動した支援に取り組む。</td></tr> </table>	薬剤耐性の対策や適 正使用の方策	○医療機関における薬剤耐性の対策や抗菌薬の適正使用が促進されるよう、医療機関への普及啓発や国の施策と連動した支援に取り組む。
薬剤耐性の対策や適 正使用の方策	○医療機関における薬剤耐性の対策や抗菌薬の適正使用が促進されるよう、医療機関への普及啓発や国の施策と連動した支援に取り組む。		
18 特定感染症等対策の推進	<table border="1"> <tr> <td>特定感染症等対策</td><td>○関係法令等や特定感染症予防指針に基づく感染症の他、本道の地域特性を踏まえた、主な施策等を記載する。</td></tr> </table>	特定感染症等対策	○関係法令等や特定感染症予防指針に基づく感染症の他、本道の地域特性を踏まえた、主な施策等を記載する。
特定感染症等対策	○関係法令等や特定感染症予防指針に基づく感染症の他、本道の地域特性を踏まえた、主な施策等を記載する。		

3 数値目標

【医療提供体制に係る数値目標】

数値目標	目標値	
	流行初期	流行初期以降
検査の実施件数	1,290件/日	9,856件/日
衛生研究所等における検査機器数	22台	25台
入院病床数	1,734床	2,448床
発熱外来医療機関数	84機関	1,146機関
自宅療養者等医療提供機関数	—	2,632機関
後方支援医療機関数	—	108機関
派遣可能人材数	—	医 61人 看 128人
個人防護具の備蓄を十分に行う協定締結医療機関数の割合	80%	
宿泊施設確保居室数	930室	2,545室
研修等を年1回以上実施等している協定締結医療機関の割合	100%	
保健所職員等の研修・訓練回数	年1回以上	
保健所における流行開始から1ヶ月間において、想定される業務に対応する人員確保数	2,109人（全道計）	
IHEAT研修の年度ごとの受講者数	32人（全道計）	

4 計画の推進

区分	内 容
推進体制	○感染症法第10条の2に基づき、道、保健所設置市、感染症指定医療機関等、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他関係機関などで構成する北海道感染症対策連携協議会を設置し、毎年、予防計画に基づく取組状況や、数値目標の達成状況等について進捗確認を行い、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づいて改善を図るなど、実施状況について検証する。
計画改定・再検討	○社会情勢の変化や基本指針及び特定感染症予防指針の変更など、必要があると認めるときは、計画期間によらずこれを改定する。
他計画との整合性	○北海道医療計画や北海道新型インフルエンザ等対策行動計画等と整合性を図る。